

二宮町総合計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町総合計画審議会の会議の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴及び人数の制限等)

第3条 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。

(会議録)

第5条 会議録は、要旨をまとめて公開する。

(代理出席)

第6条 第4号委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関に所属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年7月5日から施行する。